

薬生発第 0621 第 3 号
令和 3 年 6 月 21 日

事業実施者 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長

令和 3 年度成育医療分野における薬物療法等に係る連携体制構築推進事業
の実施について

標記事業について、別紙「令和 3 年度成育医療分野における薬物療法等に係る連携体制構築推進事業実施要綱」のとおり定めることとしたので、御了知の上、事業を円滑に運用されたい。

別 紙

令和3年度成育医療分野における薬物療法等に係る連携体制構築推進事業 実施要綱

第1 目的

一般に小児は味覚に敏感であり、服薬が困難なことが多いため、小児が服薬しやすくするための工夫が求められる。また、近年、医療的ケアを必要とする小児患者が増加しており、経口や経管での服薬のために、ハイリスク薬の粉砕や脱カプセルを伴う調剤を行うなど、剤形に工夫が必要であり、特殊な調剤技術を要することも多く、服薬にあたり小児の家族に対する丁寧な服薬指導等も必要となる。

また、成育医療等基本法に基づき策定された「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針について（令和3年2月9日閣議決定）」においても「小児医療等における専門的な薬学管理に対応するため、医療機関・薬局の医療従事者間の連携を推進する」こととされている。医療的ケアを必要とする小児患者では、多剤を服用する患者も多く、在宅における服薬管理が困難であるため、薬局の薬剤師が、医療機関、医療的ケア児等コーディネーターなど、他の医療従事者と連携しながら、在宅医療に取り組むなど小児の患者を支える体制の構築が課題となっている。

本事業では、地域において、小児の薬物療法に係る専門性の高い薬剤師の育成及び小児の医療機関等と薬局との連携体制構築に向けた取組を通して、医療的ケアを必要とする小児患者等を支える地域の医療提供体制の確保につなげることを目的とする。

第2 事業実施者

本事業の実施者は以下の全ての要件を満たす自治体又は法人とする。

- (1) 自治体又は公益法人若しくは公益性を有する活動を実施しているものとして認められる法人。
- (2) 本事業を適切に実施できる能力を有する自治体又は法人であること。
- (3) 本事業の実施及び運営について、幅広い知見と経験を有していること。
- (4) 小児医療（在宅医療を含む）について、幅広い知見と経験を有していること。

第3 事業内容

1 実施すべき事業について

本事業の実施者は、地域における小児の薬物療法について専門性の高い薬剤師の養成及び小児の医療機関等と薬局との連携体制構築に向けて、以下の取組を実施すること。

(1) 事業の実施

上記第1の目的を踏まえ、事業実施者が中心となって、小児の薬物療法について専門性の高い薬剤師の養成及び小児の医療機関等と薬局との連携体制構築に向けた取組を検討し、その具体的な内容について実施計画書を策定し、計画に沿って本事業を実施すること。

また、事業の実施に際しては、関係職種（医師、歯科医師、看護師、医療的ケア児等コーディネーター等）、他機関との連携協議体等の場を作り、地域の自治体、薬剤師会のみならず、医師会、歯科医師会等の関係団体とも協力しながら実施すること。

なお、本事業は、各地域において必要となる次の①及び②にあるような内容を組み合わせて実施すること。

① 小児薬物療法に係る専門性の高い薬剤師の養成（薬局薬剤師の研修）

薬物療法を受けている小児患者に対し、医療機関と密に連携しながら、高い専門性にに基づき、特殊な調剤や薬学的管理を実施するために必要な薬剤師の能力を明確にする。そのうえで、高度な薬学管理機能を持つ薬局が地域において一定の役割を果たすために必要な薬局薬剤師を養成するため研修プログラムを作成・実施する。

（研修内容の例）

- 医療的ケア児及びその保護者への服薬状況等の継続的なフォローアップの方法（対象患者、方法、頻度等）
- 小児薬物療法における服薬上の問題点（剤形の工夫、相互作用等）
- 小児在宅医療への対応（訪問薬剤管理指導、無菌調製等） 等

② 地域の医療機関－薬局間における連携体制の構築

地域で必要とされる薬剤師の確保、入退院時及び在宅医療における医

療機関との薬学管理情報の共有、地域の医療施設との共同研修の実施等、医療的ケア児及びその家族の負担を軽減するための地域における薬局のあり方、医療機関と地域の薬局間での連携体制を検討する。なお、このような連携体制構築に関わる薬局は、複数の薬局開設者による薬局を含むこと。

(2) 本事業の実施の周知

本事業の実施にあたっては、地域の多職種、他機関、関連市町村等とも連携し、地域の広報誌、ホームページ等を十分に活用するとともに、各種の報道機関等に対しても資料を提供すること等により協力を求め、地域住民等に対しても本事業を周知すること。

(3) 本事業の実施の成果の把握

本事業の実施にあたっては、あらかじめ評価指標を設定し、各事業に応じた取組の成果を把握し、取組が事業実施前と比較して、患者や地域住民にとって効果があったことが示されるようにすること。

なお、評価指標については、説明会や研修等の開催や参加人数のみとせず、患者の行動や医学・薬学的な評価等を把握するようにすること。

また、評価指標の設定においては、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課と協議の上、決定すること。

(評価指標例)

- ・地域で小児在宅医療に取組む薬局数
- ・他機関や他職種との情報連携数
- ・地域での医療機関－薬局間連携体制の構築に資する薬局数
- ・医療機関－薬局連携による情報連携の事例数
- ・地域の医療提供施設との共同研修数 等

(4) 本事業の（中間及び最終）報告書の作成及び実施成果等

年度途中に、厚生労働省が定める様式により中間報告書を作成し、提出すること。

また、本事業の実施後、事業の内容、地域の現状や課題、課題に対する今後の方策等の検討内容を含んだ最終報告書（任意様式）を作成すること。

さらに、事業の実施成果等について、以下のような方法で情報発信すること。情報発信の時期については令和3年度以降に行うことになっても差し支えないが、その際は、実施予定の情報発信の内容を報告書に記載すること。

- ・自治体と連携したホームページへの掲載等による報告書の情報発信
- ・地域の薬剤師会等の研修会での発表、広報誌への掲載
- ・医学薬学等に関する学会における発表や学术论文の投稿

(5) 本事業の成果を活用した類似の取組の横展開

本事業の実施後、同様の課題を有している他の地域において、類似の取組を実施し、医療的ケアを必要とする小児患者等を支える地域の医療提供体制の確保を推進することができるように、第3の1(4)で定める最終報告書において、当該内容をまとめること。

また、他の都道府県等からの求めに応じて、本事業の成果・知見等を提供すること。

さらに、事例の横展開を促す資料として公表・活用することを目的に、事業内容と成果をまとめた資料（パワーポイントスライド1枚）を併せて提出すること。

2 留意事項について

本事業の実施者は、以下の点に留意して事業を行うこと。

- (1) 本事業は、成育医療等基本法に基づき策定された「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針について(令和3年2月9日閣議決定)」等を踏まえた事業を実施すること。また、単に形式的な窓口の設置、研修会の実施及び啓発資材の配布のみの事業とならないよう、地域における課題を踏まえた実効性のある取組を行うこと。
- (2) 本事業において、診断、医学管理等の医行為に係る事業を行わないこと。
- (3) 本事業の実施期間中、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課の求めに応じて、事業の進捗状況等を報告すること。また、事業の実施状況に関して厚生労働省が確認を行う場合があるため、その際には協力すること。

第4 その他の事務手続きについて

- 1 上記第3 1 (1) で作成した実施計画書については、令和3年度成育医療分野における薬物療法等に係る連携体制構築推進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）で定める事業計画書に添付すること。
- 2 上記第3 1 (4) で作成した報告書については、交付要綱で定める実績報告書に添付すること。
- 3 本事業の実施に際し、疑義が生じた場合には、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課と相談すること。

第5 実施期間

本事業の実施期間は基準額通知の発出日以降の実際に事業を開始する日とし、事業終了予定期日は、当該年度の3月31日までの日とする。

第6 経費負担等

国は予算の範囲内で、交付要綱により交付するものとする。

第7 適用時期

この要綱は、令和3年6月21日より適用する。